

○情報公開委員会設置細則

(平16細則29号 平成16年4月1日)

- 改正 平16細則第197号 平成16年7月1日
平18細則第103号 平成19年3月13日
平19細則第86号 平成19年9月21日
平21細則第48号 平成21年7月28日
平21細則第98号 平成22年3月17日
平22細則第15号 平成22年6月29日
平24細則第32号 平成24年9月6日
平26細則第63号 平成27年3月31日

(設置)

第1条 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という）の情報公開に関する事項を審議するため、情報公開規程（平16規程第25号）第3条の規定に基づき、情報公開委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 機構が開示請求を受けた文書についての全部開示、部分開示又は全部不開示の決定
- (2) 移送・第三者意見照会の必要性に係る事項
- (3) 異議申立てに係る事項
- (4) 他の独立行政法人等又は行政機関の長からの意見照会に係る事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、機構の情報公開及び文書の管理に係る事項

(構成等)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長を除く部室長会議規程（平16規程第65号）第3条に定める構成員とする。
- 4 委員長は必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

(報告)

第4条 委員長は、委員会の審議内容を理事長に報告する。

(委員会の運営)

第5条 委員会の運営は、総務部総務課が担当する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16細則第197号）

この細則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平 1 8 細則第 1 0 3 号）
この細則は、平成 1 9 年 3 月 1 3 日から施行する。

附 則（平 1 9 細則第 8 6 号）
この細則は、平成 1 9 年 9 月 2 1 日から施行する。

附 則（平 2 1 細則第 4 8 号）
この細則は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 1 細則第 9 8 号）
こ の細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 細則第 1 5 号）
この細則は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 細則第 3 2 号）
この細則は、平成 2 4 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則（平 2 6 規程第 6 3 号）
この細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。